

第6期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

※昨年度と受付開始時間を変更しております。

場所

東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
（恵比寿ガーデンプレイス内）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件

株主総会に当日ご出席されない株主様

同封の議決権行使書用紙をご郵送いただくか、インターネットにより議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

2022年6月23日（木曜日）午後5時45分まで

定時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



伊藤ハム

yonekyu

株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及びご関係者の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

また、ウクライナ情勢の影響を受けているすべての方々に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く平穏な日々が戻ることをお祈り申し上げます。

ここに第6期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）定時株主総会 招集ご通知をお届けいたします。

当期の期末配当につきましては、取締役会決議により、1株当たり23円を実施させていただきます。

2022年6月

代表取締役社長 宮下 功



株 主 各 位

東京都目黒区三田一丁目6番21号
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
代表取締役社長 宮 下 功



第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。




さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を尽くしますが、株主の皆様におかれましては、健康と安全、感染拡大防止の観点から、議決権行使書のご郵送やインターネットにより、事前に議決権を行使いただくことをご推奨申し上げます。

なお、株主総会当日は、インターネット上でのライブ中継を実施いたしますので、会場へのご来場を控えていただき、ライブ中継をご視聴くださることをご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時		2022年6月24日（金曜日）午前10時 （受付開始：午前9時15分）
2. 場所		東京都目黒区三田一丁目13番2号 ザ・ガーデンホール（恵比寿ガーデンプレイス内） （ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違のないようにご注意ください。）
3. 目的事項	報告事項 	①第6期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項 	②第6期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件
4. 招集にあたっての決定事項		第1号議案 定款一部変更の件
		第2号議案 取締役6名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項		後記4頁から5頁「議決権行使のご案内」をご参照ください。

※定時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトIR情報・株主総会ページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」なお、監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、上記①から③までの書類についても監査しております。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載の連結計算書類及び計算書類のほか、上記②及び③の書類についても監査しております。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 会場はソーシャルディスタンスを確保した座席配置でご準備いたします。そのため、満席となった場合は、ご入場できないこともございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 本招集ご通知添付書類（株主総会参考書類を含む）の内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/>) においてその旨を掲載しますので、あらかじめご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症流行状況等により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/>) に掲載しますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

第6期定時株主総会 ライブ中継のご案内

第6期定時株主総会の模様を、当社ウェブサイト上にてライブ中継いたします。

ライブ中継の視聴を希望される株主様は、当社ウェブサイトIR情報・株主総会ページの参加申込みフォームよりお申込みください。

<お申込み受付：2022年6月23日（木曜日）午後5時45分まで>

https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/sh_meeting.html

<ご注意事項>

- ・ライブ中継は、ご視聴のみとなっており、会社法上の株主総会へのご出席には該当いたしません。ライブ中継を通じての議決権の行使はできず、また、ご意見・ご質問は受け付けておりませんので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・お申込みの方には、ライブ中継視聴用のURLを後日、メールにてご連絡いたします。
- ・万一、何らかの事情によりライブ中継を行わない場合は、当社ウェブサイトIR情報・株主総会ページにてお知らせいたします。

議決権行使のご案内



議決権は、株主様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただけますようお願い申し上げます。



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考



郵送で議決権をご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時45分到着分まで



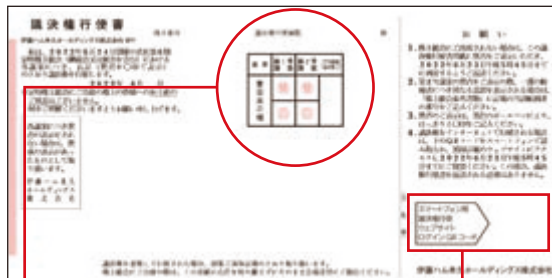
株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月24日(金曜日)
午前10時

会場 ザ・ガーデンホール
(恵比寿ガーデンプレイス内)
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



インターネットによる議決権行使に関する詳細は次頁をご覧ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

【第2号議案】

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

■ 議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用ください。

インターネットで議決権をご行使される場合



議決権をインターネットによりご行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時45分まで

「スマート行使」による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

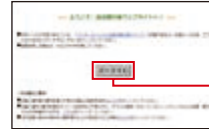


「スマート行使」のご利用にあたっては、同封のリフレットもご参照ください。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

●書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取り扱います。インターネットで複数回重複して議決権をご行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱います。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的について

当社グループ事業の現状に合わせて事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条を変更するものです。

(2) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、現行定款第12条を変更するものです。

なお、本定款変更に関しては、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令の定めに基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けています。

(3) 電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第14条を変更するとともに、これらの変更に関しまして、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

- ① 現行定款第14条は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものです。
- ② 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ③ 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主の皆様に交付する書面に記載する範囲を限定することができるようにするため、規定を設けるものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。



2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(1) 事業目的について

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～8. <条文省略></p> <p>9. 米穀類、パン、菓子類の製造及び販売</p> <p>10. ソース、調味料類の製造及び販売</p> <p>11. ～27. <条文省略></p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～8. <現行どおり></p> <p>9. 米穀類、<u>麺類</u>、パン、菓子類の製造及び販売</p> <p>10. ソース、調味料類、<u>エキス系調味料類</u>の製造及び販売</p> <p>11. ～27. <現行どおり></p>

(2) 場所の定めのない株主総会について

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条 (株主総会の招集)</p> <p>当社は、毎年6月に定時株主総会を招集し、必要に応じて臨時株主総会を招集する。</p> <p><新設></p>	<p>第12条 (株主総会の招集)</p> <p>(1) 当社は、毎年6月に定時株主総会を招集し、必要に応じて臨時株主総会を招集する。</p> <p>(2) 当社は、<u>感染症拡大又は自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でない</u>と取締役会が決定したときには、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>



(3) 電子提供制度について

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>第14条（電子提供措置等）</u></p> <p><u>(1) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(1) 第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下施行日という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>(3) 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役を委員の過半数とする指名諮問委員会での審議を経ていきます。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席回数
1	再任	みやした 宮下 功 (満54歳)	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	再任	わかき 若木 孝優 (満53歳)	取締役常務執行役員 食肉事業本部長	100% (11回/11回)
3	新任	いとう 伊藤 功一 (満47歳)	常務執行役員 加工食品事業本部長	—
4	新任	おがわ 小川 肇 (満51歳)	常務執行役員 管理本部長 コンプライアンス担当	—
5	再任	いとう 伊藤 綾 (満49歳)	社外取締役 独立役員 取締役	100% (14回/14回)
6	再任	おおさか 大坂 祐希枝 (満66歳)	社外取締役 独立役員 取締役	100% (11回/11回)

- (注) 1. 各候補者の年齢、現在の当社における地位・担当は、本株主総会時のものです。
2. 取締役会への出席回数は、2021年度に開催された取締役会への出席回数です。
3. 若木孝優氏及び大坂祐希枝氏の取締役会への出席回数は、2021年6月23日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

当社における取締役及び監査役の指名に関する方針は、15頁をご参照ください。
指名諮問委員会については、42頁をご参照ください。



候補者番号

1

みやした
宮下いさお
功

再任

1968年2月15日生（満54歳）

取締役在任期間
6年3カ月取締役会への出席状況
100% (14/14)所有する当社の株式
108,526株

取締役候補者とした理由

宮下功氏は、当社グループの事業執行体制と組織体系の構築に取り組み、効率的及び機動的な経営を推進するなど、代表取締役社長として当社グループ全体を牽引してきた実績を有しています。

経営全般に関する高い見識を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1990年 4月 三菱商事(株) 入社
2002年 8月 フードリンク(株) 取締役
2003年 6月 (株)ジャパンファーム 取締役
2006年 5月 三菱商事(株) 食肉事業ユニット
2007年 5月 米久(株) 執行役員 経営企画室長
2008年 5月 同 取締役常務執行役員
2013年 5月 同 代表取締役社長
2016年 4月 当社 代表取締役社長（現任）
伊藤ハム(株) 取締役（現任）
米久(株) 取締役（現任）

候補者番号

2

わかき
若木たかまさ
孝優

再任

1968年8月15日生（満53歳）

取締役在任期間
1年取締役会への出席状況
100% (11/11)所有する当社の株式
1,000株

取締役候補者とした理由

若木孝優氏は、当社グループの食肉事業再編や成長戦略の実行による企業価値向上に資する取り組みを推進しています。

食品業界及び海外勤務における豊富な経験と高い見識、食肉事業分野の専門性を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1992年 4月 三菱商事(株) 入社
2011年10月 中糧肉食投資有限公司 副総経理
2016年 4月 三菱商事(株) 畜産部長
2020年 4月 同 食品産業グループCEO オフィス 事業投資担当
2021年 4月 当社 上席執行役員 グループ食肉事業担当
伊藤ハム(株) 常務取締役（現任）
同 食肉事業本部長
2021年 6月 当社 取締役上席執行役員
2021年10月 同 食肉事業本部長（現任）
2022年 4月 同 取締役常務執行役員（現任）
米久(株) 取締役（現任）

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考

候補者番号

3

いとう
伊藤

こういち
功一

新任

1975年3月16日生（満47歳）



取締役在任期間

取締役会への出席状況

所有する当社の株式
2,731,663株

取締役候補者とした理由

伊藤功一氏は、伊藤ハム(株)、米久(株)及び海外グループ会社で業務執行取締役を務めた経験を有しており、当社グループの食肉事業、加工食品事業及び海外事業に精通しています。これまでの豊富な経験と高い見識等を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1997年 4月 伊藤ハム(株) 入社
 2006年 7月 同 執行役員
 2009年 3月 同 食肉事業本部副事業本部長
 2010年 6月 同 取締役
 2013年 3月 同 取締役執行役員 加工食品事業本部フードサービス営業本部長
 2016年 4月 ANZCO FOODS LTD. Director of Board General Manager Strategy & Business Development
 2018年 4月 当社 上席執行役員
 2019年 3月 米久(株) 常務取締役 経営企画室長
 2019年 4月 当社 グループ海外事業担当
 2020年 4月 同 グループ食肉事業担当
 伊藤ハム(株) 取締役 食肉事業本部長
 2021年 4月 同 取締役 加工食品事業本部副事業本部長 事業戦略統括部長
 2022年 4月 当社 常務執行役員 加工食品事業本部長（現任）
 伊藤ハム(株) 代表取締役社長（現任）
 米久(株) 取締役（現任）

候補者番号

4

おがわ
小川

はじめ
肇

新任

1970年9月22日生（満51歳）



取締役在任期間

取締役会への出席状況

所有する当社の株式
一株

取締役候補者とした理由

小川肇氏は、海外勤務やコーポレート分野における豊富な経験と高い見識等を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1994年 4月 三菱商事(株) 入社
 2007年12月 三菱商事（上海）有限公司
 2009年12月 三菱商事(株) コントローラーオフィス
 2016年 2月 同 生活産業グループ管理部
 2019年 4月 同 コーポレートスタッフ部門付
 2022年 4月 当社 常務執行役員 管理本部長 コンプライアンス担当（現任）
 伊藤ハム(株) 取締役（現任）
 米久(株) 取締役（現任）



候補者番号

5

いとう
伊藤あや
綾

再任 社外取締役 独立役員

1973年5月24日生（満49歳）

取締役在任期間
4年取締役会への出席状況
100% (14/14)所有する当社の株式
一株**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

伊藤綾氏は、これまでの職務及びサステナビリティ推進の専門家としての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験等により、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っています。

また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会、ガバナンス委員会及びサステナビリティ委員会の委員として、各委員会に出席し、積極的に意見を述べています。

引き続きこれらの役割を果たすことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、社外取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

- 2000年10月 (株)リクルート 入社
- 2013年 6月 同 ブライダル事業本部 メディアプロデュース統括部シニアマネージャー
「ゼクシィ」統括編集長
- 2014年 4月 同 ブライダル事業本部 メディアプロデュース統括部 部長
- 2015年 4月 (株)リクルートホールディングス ダイバーシティ推進部 部長
- 2016年 4月 同 サステナビリティ推進室 室長
- 2018年 4月 同 サステナビリティ推進部（現サステナビリティトランスフォーメーション部）パートナー（現任）
- 2018年 6月 当社 社外取締役（現任）
- 2020年 5月 (株)イー・ウーマン 社外取締役（現任）
- 2021年 6月 (株)イオレ 社外取締役（現任）
- 2022年 2月 ソフィアメディ(株) 代表取締役社長兼CEO（現任）

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

その他参考

候補者番号

6

おおさか

大坂

ゆきえ

祐希枝

再任

社外取締役

独立役員

1956年3月15日生（満66歳）



取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (11/11)

所有する当社の株式

一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大坂祐希枝氏は、これまでの職務及びマーケティングコンサルタントとしての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験等により、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っています。

また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びガバナンス委員会の委員として、各委員会に出席し、積極的に意見を述べています。

引き続きこれらの役割を果たすことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、社外取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1978年 4月 (株)日本短波放送（現(株)日経ラジオ社）入社

1994年 9月 東京メトロポリタンテレビジョン(株)

1997年 9月 日本衛星放送(株)（現(株)WOWOW）

2016年 5月 (株)明光ネットワークジャパン

2018年11月 同 取締役

2020年 6月 さくらインターネット(株) 社外取締役（現任）

2021年 6月 当社 社外取締役（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社グループとの間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、伊藤綾氏及び大坂祐希枝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。当社は、本株主総会において、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
3. 当社は、現任の取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しています。補償契約の概要は、事業報告（33頁）に記載のとおりです。
- 当社は、本株主総会において、現任の取締役である候補者の再任が承認された場合、補償契約を継続する予定であり、伊藤功一氏及び小川肇氏の選任が承認された場合、両氏との間で同内容の補償契約を締結する予定です。
4. 当社は、取締役、監査役及び執行役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の概要は、事業報告（33頁）に記載のとおりです。本株主総会において、取締役候補者の選任が承認された場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会の決議のうえ、これを更新する予定です。

【独立役員】

伊藤綾氏及び大坂祐希枝氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。両氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、本株主総会において、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

当社が定める社外役員の独立性基準は、16頁をご参照ください。



<ご参考>

当社の経営層（取締役・役付執行役員）・監査役（予定）

取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役にて構成することにより、取締役会全体の機能を補完しています。また、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる員数で構成し、独立社外取締役の割合を3分の1以上としています。

なお、当社は執行役員制度を導入しており、取締役会がその責務・役割を果たすために必要とする専門知識・経験・属性など（スキル）を執行役員により補完しています。

取締役、取締役を兼務しない役付執行役員、監査役のスキル・マトリックスは、次のとおりです。

		スキル・マトリックス											
		全般	食品業界での専門性					属性・経験など					
氏名		経営	原料調達	食肉生産	製造加工	販売	商品開発	法務	財務会計	マーケティング	ESGなどその他	IT/DX	国際経験
取締役	宮下 功	●	●	●	●	●							●
	若木 孝優	●	●	●		●							●
	伊藤 功一	●	●	●		●				●			●
	小川 肇	●						●	●		●	●	●
	伊藤 綾 <small>独立役員</small>	●								●	●		
	大坂祐希枝 <small>独立役員</small>	●								●		●	
常務執行役員	堀内 朗久	●				●							
	御園生一彦	●	●	●		●							●
	米田 雅行	●				●							
上席執行役員	小山 剛	●				●							●
	福西 毅	●			●		●						
	石松 嘉幸				●		●						
	牛丸 友幸					●				●			
監査役	松崎 義郎	●	●	●							●		
	高橋 伸	●							●				
	市川 一郎 <small>独立役員</small>	●							●				●
	梅林 啓 <small>独立役員</small>							●			●		●

<ご参考>

取締役及び監査役の指名に関する方針

1. 取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

(1) 指名基準

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 経営感覚に優れ、法的及び経営的に正しく理解する能力に優れていること。
- ③ 全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ④ 積極的に自らの意見を申し述べる事が出来、強いリーダーシップを兼ね備えていること。
- ⑤ 会社法が定める取締役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

(2) 指名手続

指名諮問委員会において、指名基準に基づき、取締役会の最適構成やその候補者の妥当性について十分に審議した後、取締役会で決議する。

2. 監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

(1) 指名基準

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 経営感覚に優れ、法的及び経営的に正しく理解する能力に優れていること。
- ③ 全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ④ 公正不偏の態度を保持しつつ自らの意見を申し述べる事が出来ること。
- ⑤ 会社法が定める監査役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

(2) 指名手続

指名諮問委員会において、指名基準に基づき、監査役会の最適構成やその候補者の妥当性について十分に審議した後、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議する。



<ご参考>

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」といいます。）の独立性を客観的に判断するため、次のとおり社外役員の独立性基準を定めています。

<社外役員の独立性基準>

当社において合理的な範囲で調査を行った結果、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、次の各項のいずれにも該当していないと判断される社外取締役または社外監査役は、独立性を有するものと判断する。

- ① 当事業年度及び過去10事業年度における、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」と記載）の業務執行者(1)
- ② 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループを主要な取引先とする者(2)もしくはその業務執行者
- ③ 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループの主要な取引先(3)もしくはその業務執行者
- ④ 当事業年度及び過去3事業年度における、当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）もしくはその業務執行者
- ⑤ 当事業年度及び過去3事業年度において、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者もしくはその業務執行者
- ⑥ 当事業年度及び過去3事業年度における、当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(4)を得ているコンサルタント、公認会計士・税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑧ 当社グループから多額の寄付または助成(5)を受けている者もしくは法人・組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑨ 当社グループとの間で、役員の相互就任(6)の関係にある会社の出身者
- ⑩ 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループの業務執行者のうち重要な者(7)の近親者(8)または非業務執行取締役の近親者
- ⑪ 上記②、③、⑦または⑧のいずれかに該当する者の近親者

注

- (1) 「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、その他の使用人、持分会社の業務を執行する社員、または会社以外の法人・団体の業務を執行する者もしくは使用人（従業員等）をいう。
- (2) 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループから受ける支払い額が、その者の連結売上高の2%を超える者をいう。
- (3) 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループに対する支払い額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者、または当社グループの連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。
- (4) 「多額の金銭その他の財産」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円を超えること、団体の場合はその者の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。
- (5) 「多額の寄付または助成」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%の何れか大きい額を超えることをいう。
- (6) 「役員の相互就任」とは、当社グループの出身者（当事業年度及び過去10事業年度において当社グループに在籍し、又は在籍したことがある者）が現任の役員又は執行役員をつとめている会社から、当社に役員又は執行役員として迎え入れることをいう。
- (7) 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人に加え、その他使用人のうち部長級以上の上級管理職にある使用人をいう。
- (8) 「近親者」とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

■ 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大懸念が続く中、感染症対策を徹底しながら社会経済活動の正常化を図ることによって一部持ち直しの動きが見られました。しかしながら、原油価格や物価の上昇による影響が広がっていることから、先行きは不透明な状況が続いています。

当業界におきましては、原材料価格やエネルギー価格の高騰に加え、物流費や人件費の高止まり等の影響を受けて、厳しい経営環境が続きました。また、新型コロナウイルス下における消費行動の変化やデジタル化の加速、サステナビリティに対する関心の高まりなど、急速に変化し多様化する消費者ニーズや価値観への対応が求められています。

このような状況において、当社グループでは、世の中の変化に的確かつ迅速に対応した商品戦略や販売戦略を実行し、食品メーカーとしての供給責任を果たすべく、徹底した感染症対策を継続して一人ひとりの従業員が安全安心で多様な働き方を実践できる環境を整え、事業活動を行っています。また、2021年度より3年間を対象期間とする『中期経営計画2023』において、

「私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します」をグループ理念に、「フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」をビジョンとして掲げ、「経営基盤の強化」「収益基盤の強化」「新規事業・市場への取り組み」「サステナビリティへの取り組み」の4つを重点取り組み方針としています。具体的には、統合効果の最大化を目的とした事業戦略セグメント単位への組織再編、RPAや経費エントリースystem等を活用したデジタル戦略による業務効率化の推進、「The GRAND アルトバイエルン」などの巾着形態商品の環境配慮型包装への変更等、重点取り組み方針に則った施策を進めています。

『中期経営計画2023』における定量指標としては、投下資本利益率（ROIC）を重視し、対象期間中に6.8%まで向上させていくことを目指しています。また、財務健全性と資本効率性を勘案した株主還元策をとることとしており、株主価値の最大化を図るため、配当性向については、30～50%の範囲で、40%を目途に安定的に増配していく方針です。

上記のとおり、経営環境の変化に対応した取り組みを行った結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高8,543億74百万円、営業利益246億11百万円、経常利益285億96百万円、親会社株主に帰属する当期純利益191億18百万円となりました。

売上高	営業利益
8,543億 74百万円	246億 11百万円
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
285億 96百万円	191億 18百万円

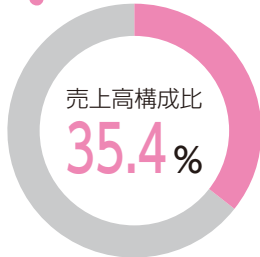
事業別の概況



加工食品事業

主要な事業内容

ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造及び販売



売上高

3,023 億円

営業利益

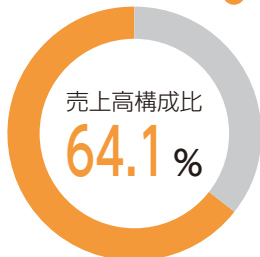
110 億円

- ハム・ソーセージについては、テレビコマーシャルの投入や消費者キャンペーンの実施により、「The GRAND アルトバイエルン」「朝のフレッシュシリーズ」「ポークピッツ」「御殿場高原あらびきポーク」「原形ベーコンシリーズ」等、家庭用主力商品の拡販に努めたことに加え、業務用ローストビーフの販売が伸長したが、収益性改善に向けて不採算商品を見直した影響等もあり、売上高は、ほぼ前年並みとなった。
- 調理加工食品については、「ラ・ピッツァ」「ピザガーデン」を主力とするピザ類が堅調に推移したことに加え、「旨包ボリュームリッチハンバーグ」や大豆ミートを使用した「まるでお肉！」シリーズ等の消費者ニーズの多様化に対応した商品が販売数量を伸ばすとともに、外食向けの業務用商品の販売も伸長したことから、売上高は増加した。
- ギフトについては、新たなコンセプトのテレビコマーシャルを投入し、「伝承」シリーズを中心に拡販に努める中、調理品ギフトが伸長した。しかしながら、市場全体が縮小している影響を受けて、ギフト全体では販売数量、売上高ともに前年を下回った。

食肉事業

主要な事業内容

食肉の処理加工及び販売



売上高

5,478 億円

営業利益

148 億円

- 国内事業については、内食需要の高まりが一段落する中においても、輸入鶏肉の業務用商品や国産鶏肉の量販店向けの販売が数量を伸ばしたことに加えて、輸入牛肉と国産牛肉の相場高の状況が続いたこともあり、売上高は増加した。一方、利益については、相場高による調達価格の上昇や海上コンテナ輸送の混雑が続いた影響等もあり、減益となった。
- 海外事業については、アンズコフーズ社が採算重視の調達及び販売に努めたことに加え、海外での食肉需要が堅調であったことから、売上高、利益ともに増加した。

(2) 資金調達の状況

特記すべき該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において116億99百万円の設備投資を実施しました。

その内訳としましては、加工食品事業で60億0百万円、食肉事業で50億75百万円、その他で6億23百万円の設備投資を実施しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2021年度より3年間を対象期間とする『中期経営計画2023』を作成し、これを推進しています。本計画では、『「既成概念の打破」と「強みの再認識」による更なる成長・飛躍』を基本指針とし、「経営基盤の強化」「収益基盤の強化」「新規事業・市場への取り組み」「サステナビリティへの取り組み」を主要テーマに設定しました。これらの着実な実行によって、競争力と成長力を高めながら企業価値の向上を図り、持続的に成長する食品リーディングカンパニーを目指しています。

具体的にはテーマごとに以下の課題を設定し、経営課題の解決に取り組んでいます。

「経営基盤の強化」

効率的で競争力のある事業執行体制と組織体系を構築することで、統合効果を最大化する

- ・組織再編によるグループ戦略の一体化
- ・各事業会社の制度統合
- ・デジタル戦略の推進

2021年度の主な取り組み	2022年度以降の主な取り組み
・食肉事業の戦略・調達機能を当社に統合・集約	・加工食品事業の戦略・調達機能を当社に統合・集約 ・DX推進による業務効率化



「収益基盤の強化」

コスト競争力の強化と商品・サービスの価値向上を図ることで、グループの市場競争力を高める

- ・コスト低減に向けた取り組み
- ・商品付加価値の向上
- ・事業規模拡大

2021年度の主な取り組み	2022年度以降の主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品事業における新コマース展開 ・デジタルマーケティングの活用 ・食肉生産事業強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産拠点再編開始 ・食肉生産事業強化の継続

「新規事業・市場への取り組み」

今後成長が見込める領域へ人材・資金等の経営資源を再配分することで、グループの成長力を高める

- ・事業領域の拡大
- ・生産地域・販売市場の拡大

2021年度の主な取り組み	2022年度以降の主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ノンミート、冷凍食品の販売拡大 ・牛肉輸出強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンミート事業強化 ・動物由来血液製剤事業買収によるヘルスケア事業強化

「サステナビリティへの取り組み」

社会や環境価値に対応した取り組みを進め、社会の一員として責務を果たすことで、グループ価値の向上と持続的な成長につなげる

- ・サステナビリティ推進体制の強化
- ・社会貢献活動、労働環境整備
- ・環境に配慮した取り組み

2021年度の主な取り組み	2022年度以降の主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ委員会の設置 ・マテリアリティ（重要課題）特定 	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ推進室の新設

<ご参考>

「サステナビリティへの取り組み」

当社グループは、グループ理念に基づき、事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献していくことをサステナビリティの基本方針としています。『中期経営計画2023』では、この方針に基づいて「サステナビリティへの取り組み」を主要テーマの一つとして設定し、事業を通じて社会的な課題の解決に取り組んでいきます。

(1) サステナビリティ委員会の設置と推進体制の整備

2021年4月、社会と事業の持続可能性を両立するサステナビリティ経営をグループ全体で推進することを目的に、コーポレート担当役員を委員長とし、各部門の代表者及び社外有識者をメンバーとしたサステナビリティ委員会を取締役会の諮問機関として設置しました。2022年4月には、事業部門と連携してサステナビリティに関連した経営課題に対処する専門部署としてサステナビリティ推進室を新設しました。

(2) マテリアリティの設定とKPIの策定

2021年度は、様々な社会課題が当社グループの事業に影響を与えるリスクと機会を持続可能性の観点で分析・整理した上で、優先度の高い七つの課題をマテリアリティ（重要課題）として特定しました。これらの課題は、事業部門を含めた社内検討会、社外有識者の助言、サステナビリティ委員会の審議を経て、取締役会で決議しています。2022年度は、特定された各マテリアリティのKPI・行動計画の策定及び進捗のモニタリングを行い、より実効性の高いサステナビリティ活動を推進します。

マテリアリティ

- ・ 健やかで豊かな食生活の実現
- ・ 地球環境への配慮
- ・ 従業員一人ひとりが活躍できる職場づくり
- ・ 持続可能な調達と安定供給の推進
- ・ 地域社会への貢献
- ・ コーポレート・ガバナンスの強化
- ・ 妥協しない美味しさと高品質へのこだわり

(3) 人権方針、調達方針・サプライヤー調達ガイドラインの策定

2021年度は、当社グループの事業領域で発生する可能性のある人権問題や環境、公正性などに関連するリスクを改めて調査分析し、リスクに対してサプライチェーン全体で対処することを目的に、人権方針、調達方針・サプライヤー調達ガイドラインを策定し、取締役会で決議しました。当社グループは、これらの方針をもとに、人権尊重をはじめとした倫理面における社会課題にも配慮した事業活動を推進します。2022年度は、人権デューデリジェンスや救済措置、またはサプライヤー調査の仕組みの構築によって、サプライチェーン全体で課題を最大限解決できるよう具体的な取り組みを実行します。



(4) 気候変動によるリスク情報の開示（TCFD提言に沿った情報開示）

当社グループは、気候変動に関連したリスク及び機会について、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に沿って、ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標の各側面から社外有識者の助言も参考にしながら検討しており、今後適切に情報を開示していきます。

(5) 財産及び損益の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第3期 (2019年3月期)	第4期 (2020年3月期)	第5期 (2021年3月期)	第6期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	850,721	852,450	842,675	854,374
経常利益 (百万円)	15,679	19,534	27,000	28,596
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,588	11,439	20,204	19,118
1株当たり当期純利益 (円)	35.82	38.72	68.61	65.34
総資産 (百万円)	393,392	389,426	394,086	413,123
純資産 (百万円)	224,074	229,178	247,648	262,740
1株当たり純資産額 (円)	754.14	773.26	843.52	897.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しています。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しています。
 3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



② 当社の財産及び損益の状況

区分	第3期 (2019年3月期)	第4期 (2020年3月期)	第5期 (2021年3月期)	第6期 (当事業年度) (2022年3月期)
営業収益 (百万円)	9,059	17,411	13,738	21,300
経常利益 (百万円)	5,690	13,979	10,202	15,854
当期純利益 (百万円)	5,489	13,809	10,282	14,358
1株当たり当期純利益 (円)	18.57	46.74	34.92	49.08
総資産 (百万円)	203,597	212,053	225,231	230,345
純資産 (百万円)	180,805	189,106	193,021	200,684
1株当たり純資産額 (円)	611.62	641.55	658.91	687.11

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しています。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しています。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
伊藤ハム株式会社	28,427	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉等の販売
米久株式会社	8,634	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉の処理加工及び販売
米久デリカフーズ株式会社	430	100.0	調理加工食品等の製造
伊藤ハムデイリー株式会社	400	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉等の販売
米久かがやき株式会社	250	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造
伊藤ハムフードソリューション株式会社	100	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品及び食肉等の販売
伊藤ハムウエスト株式会社	90	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉等の販売
伊藤ハム販売株式会社	90	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品及び食肉等の販売
米久おいしい鶏株式会社	290	100.0	鶏肉の生産・加工・販売
サンキョーミート株式会社	230	100.0	食肉の加工及び豚肉加工品の製造
伊藤ハムミート販売東株式会社	90	100.0	食肉等の販売
伊藤ハムミート販売西株式会社	90	100.0	食肉等の販売
ANZCO FOODS LTD.	千NZ\$ 59,364	100.0	食肉及び食肉加工品の製造・販売

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでいます。

2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社13社を含み52社、持分法適用会社は11社です。

3. 子会社はすべて連結されています。また、当連結会計年度において、新規設立により2社増加しています。



③ 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	株式の帳簿価額 百万円	当社の総資産額 百万円
伊藤ハム株式会社	兵庫県神戸市灘区備後町三丁目2番1号	97,052	230,345
米久株式会社	静岡県沼津市岡宮寺林1259番地	69,820	

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
加工食品	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造及び販売
食肉	食肉の処理加工及び販売

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社事務所	東京都目黒区三田一丁目6番21号

② 子会社

名称	所在地
伊藤ハム株式会社	本社事務所 兵庫県西宮市
	東京事務所 東京都目黒区
	工場 西宮工場（西宮市）、東京工場（柏市）、豊橋工場（豊橋市） 取手工場（取手市）、神戸工場（神戸市）、六甲工場（神戸市）
米久株式会社	本社事務所 静岡県沼津市
	工場 ケンコー工場（三島市）、富士工場（静岡県駿東郡）

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業部門の名称	従業員数	前事業年度末比増減
加工食品事業	4,660名	214名減
食肉事業	2,646名	4名減
その他	501名	15名減
全社共通ほか	282名	9名増
合計	8,089名	224名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでいます）です。
2. 従業員数には、臨時雇用者数（パートタイマー等）の年間の平均人員9,169名は含んでいません。
3. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、当社及び複数セグメントを持つ子会社の管理部門に所属している従業員数です。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	23,607百万円



2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

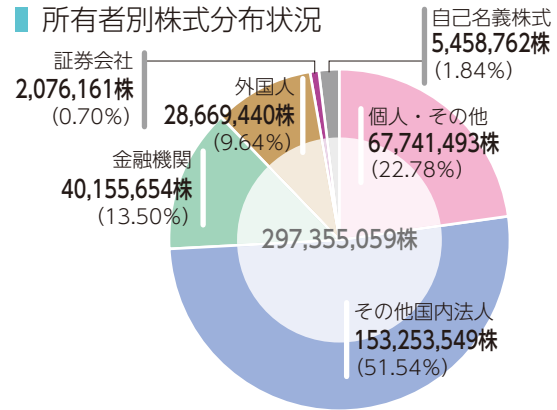
(1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数 297,355,059株

(3) 株主数 59,399名

(4) 大株主 (上位10名)

■ 所有者別株式分布状況



株主名	持株数 千株	持株比率 %
三菱商事株式会社	115,779	39.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	21,783	7.46
公益財団法人伊藤記念財団	12,000	4.11
エス企画株式会社	10,279	3.52
公益財団法人伊藤文化財団	6,200	2.12
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,646	1.93
株式会社三菱UFJ銀行	3,151	1.07
株式会社三井住友銀行	3,151	1.07
日本生命保険相互会社	2,749	0.94
伊藤 功 一	2,731	0.93

(注) 1. 当社は、自己株式を5,458千株保有していますが、上記大株主から除外しています。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	39,971株	3名
社 外 取 締 役	－	－
監 査 役	－	－

(注) 当社が当事業年度中に交付した株式報酬の内容につきましては、「4.(2)取締役及び監査役の報酬等」に記載しています。



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

I. 2010年度～2015年度発行分

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 27,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,000円（1株当たり1円）
- ④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム株式会社及び米久株式会社）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム株式会社及び米久株式会社）の執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (社外除く)	2010年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2040年8月2日まで
	2011年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2041年8月1日まで
	2012年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2042年8月6日まで
	2013年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2043年8月7日まで
	2014年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2044年8月4日まで
	2015年度	7個	7,000株	1人	2016年4月1日から 2045年8月3日まで

(注) 2016年1月26日開催の伊藤ハム㈱の臨時株主総会及び米久㈱の臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に伊藤ハム㈱が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されています。

II. 2016年度～2017年度発行分

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 64,000株（新株予約権1個につき100株）
- ② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 100円（1株当たり1円）
- ④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム株式会社及び米久株式会社）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム株式会社及び米久株式会社）の執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (社外除く)	2016年度	320個	32,000株	2人	2016年8月9日から 2046年8月8日まで
	2017年度	320個	32,000株	2人	2017年8月8日から 2047年8月7日まで



4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮下 功	社長 伊藤ハム(株) 取締役 米久(株) 取締役
代表取締役	柴山 育朗	副社長 グループ加工食品事業担当、品質保証担当 伊藤ハム(株) 代表取締役社長 米久(株) 取締役
取締役	伊藤 勝弘	常務執行役員 コーポレート担当(経理財務・総務・人事)、 コンプライアンス担当 伊藤ハム(株) 専務取締役
取締役	若木 孝優	上席執行役員 グループ食肉事業担当、食肉事業本部長 伊藤ハム(株) 常務取締役
取締役	伊藤 綾	(株)リクルートホールディングス サステナビリティトランスフォーメーション部 パートナー ソフィアメディ(株) 代表取締役社長兼CEO (株)イオレ 社外取締役 (株)イー・ウーマン 社外取締役
取締役	大坂 祐希枝	さくらインターネット(株) 社外取締役
常勤監査役	松崎 義郎	伊藤ハム(株) 監査役 米久(株) 監査役
常勤監査役	高橋 伸	伊藤ハム(株) 監査役 米久(株) 監査役
監査役	市川 一郎	公認会計士・税理士 SWEAT CAPITAL(株) 代表取締役 (株)ユニメディア 社外監査役 (株)メディアジーン 社外監査役
監査役	梅林 啓	弁護士 西村あさひ法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役のうち、伊藤綾氏及び大坂祐希枝氏は、社外取締役です。
2. 監査役のうち、市川一郎氏及び梅林啓氏は、社外監査役です。
3. 監査役市川一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
また、監査役高橋伸氏は、当社グループ経理財務部門の責任者としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 2021年6月23日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって、土屋昌樹氏は監査役を辞任しました。
5. 当社は、社外取締役伊藤綾氏及び大坂祐希枝氏並びに社外監査役市川一郎氏及び梅林啓氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
6. 当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 当社は、取締役及び監査役の全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしています。但し、当社に対する責任の追及を受けた場合(株主代表訴訟を除く)に係る同項第1号の費用は、補償の対象外とすることで、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。
8. 当社は、取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。但し、犯罪行為や意図的な違法行為等に起因する損害は補填の対象外とすることで、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、被保険者は保険料を負担していません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬制度に関する基本方針

経営ビジョン「フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」実現に寄与する制度とするため、役員報酬制度に関する基本方針を次のとおり決定しています。

1. 株主や従業員をはじめとするステークホルダーとの価値共有を図り、持続的な業績拡大・企業価値向上への健全なインセンティブとして機能するものとする。
2. 優秀な人材を登用・維持するため、当社の事業領域、事業規模に応じた適正な報酬水準、役位ごとの責任、役割及び成果に応える報酬体系とする。
3. ステークホルダーに対する説明責任を果たせるよう、客観性・合理性を担保する適切なプロセスを経て決定する。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

上記の基本方針を踏まえ、常勤取締役の報酬は、基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬、中長期インセンティブとしての株式報酬(譲渡制限付株式)により構成しています。また、基本報酬と業績連動報酬、株式報酬の報酬構成割合及び役位ごとの基準総報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合及び役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで設定しており、基準総報酬における支給割合は「基本報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の比率を概ね60：25：15としています。なお、社外取締役の報酬



は、独立かつ客観的な立場からの経営の監督・助言という主たる役割から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしています。

報酬額については、その総額の限度額を株主総会の決議により下記（株主総会における決議内容）に記載のとおり決定していますが、報酬構成割合や個別の報酬水準とその算定・支給方法等を含めた役員報酬制度全般については、独立性を有する社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しています。

短期インセンティブとしての業績連動報酬は、財務活動も含む総合的な収益力の向上を重視し、連結経常利益を業績指標としており、代表取締役（社長・副社長）は全社業績（連結経常利益）のみで決定されます。その他の常勤取締役の業績連動報酬はその80%が全社業績（連結経常利益）のみで決定され、残り20%を個人業績評価分の基準割合とし、全社業績（連結経常利益）と個人業績評価で決定されます。個人業績評価の決定権限は、全社業績を踏まえて各役員の業績評価を行うには最も適任である社長の宮下功に委任していますが、その公平性・透明性を担保するため、評価結果を報酬諮問委員会に報告し、その妥当性を確認しています。

なお、連結経常利益により決定される業績連動報酬は、業績連動賞与として支給され、下記（業績連動賞与算定式）に記載のとおり、連結経常利益に応じて支給額が自動的に決定される仕組みとしています。また、個人業績評価分の業績連動報酬は、業績加算賞与として支給され、下記（業績加算賞与算定式）に記載のとおり、連結経常利益に応じて算出される額に個人業績評価を加味して増減される仕組みとしています。なお、当連結会計年度については、連結経常利益285億96百万円で支給額を算定します。

中長期インセンティブとしての株式報酬については、2018年度より株主と一層の価値意識を共有するとともに、企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その内容については下記（譲渡制限付株式報酬制度の概要）に記載のとおりです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別報酬の内容は、報酬諮問委員会にて役員報酬制度に関する基本方針との整合性を含めて多面的に検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しています。

監査役報酬については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしています。

（株主総会における決議内容）

・2017年6月27日第1期定時株主総会

a. 取締役報酬年額を4億円以内（うち社外取締役4千万円以内）とする。

※取締役の員数は、定款により15名以内と定めていますが、当該株主総会終結時点は9名（社外取締役は2名）でした。

※取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

- b. 監査役報酬年額を7千万円以内とする。

※監査役の員数は、定款により5名以内と定めていますが、当該株主総会終結時点は3名（社外監査役は2名）でした。

- ・2018年6月26日第2期定時株主総会

- a. 2017年6月27日第1期定時株主総会決議の取締役報酬年額4億円以内とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権年額を8千万円以内（割り当てる譲渡制限付株式数としては、10万株以内）とする。

※対象となる取締役の員数は、当該株主総会終結時点は9名（社外取締役は2名）でした。

(業績連動報酬算定式)

業績連動賞与算定式：連結経常利益×0.01%×業績連動賞与役員別乗率

業績加算賞与算定式：連結経常利益×0.01%×業績加算賞与役員別乗率×個人業績評価乗率×調整率

役員	役員別乗率		
	業績連動賞与	業績加算賞与	計
会長	6.440	—	6.440
社長	8.200	—	8.200
副社長	6.440	—	6.440
専務執行役員	3.872	0.968	4.840
常務執行役員	3.232	0.808	4.040
上席執行役員	2.592	0.648	3.240

<留意事項>

- ・支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に記載される業務執行役員である取締役です。なお、社外取締役及び監査役は含みません。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「事業年度の利益の状況を示す指標」は有価証券報告書を基礎とした連結経常利益とします。なお、連結経常利益が300億円以上の場合は、300億円として算定し、連結経常利益が50億円未満の場合は、支給しません。
- ・支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ（1）に規定する「確定した額」は1.5億円を限度とします。
- ・個人業績評価乗率の範囲は0.0～2.0です。
- ・調整率は連結経常利益により決定される支給原資を個人業績評価により増減させないための乗率で、その算定式は次のとおりとなります。

$$\text{調整率} = \frac{\text{対象役員の業績加算賞与役員別乗率の総和}}{\text{対象役員の（業績加算賞与役員別乗率} \times \text{個人業績評価乗率）の総和}}$$



(譲渡制限付株式報酬制度の概要)

- ・各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数等：
上記（株主総会における決議内容）2018年6月26日第2期定時株主総会aをご参照ください。
- ・譲渡制限期間：30年間
- ・譲渡制限の内容：
割り当てを受けた対象取締役（以下「割当対象者」といいます。）は、譲渡制限期間において、割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。
- ・譲渡制限の解除：
当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。但し、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。
- ・譲渡制限付株式の無償譲渡：
当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものとします。
また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」といいます。）において上記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	208	112	62	33	8
監査役 (社外監査役を除く)	48	48	—	—	3
社外取締役	14	14	—	—	3
社外監査役	14	14	—	—	2
合計	285	189	62	33	16

- (注) 1. 上表は、2021年6月23日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名 (うち社外取締役1名) 及び監査役 (社外監査役を除く) 1名を含んでいます。
2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3. 業績連動報酬の内容は、「4.(2)②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しています。
4. 株式報酬の内容は、「4.(2)②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しています。
また、当事業年度における交付状況は、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。

④ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。



(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社グループとの関係 (2022年3月31日現在)

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役	伊藤綾	(株)リクルートホールディングス サステナビリティトランスフォーメーション部 パートナー ソフィアメディ(株) 代表取締役社長兼CEO (株)イオレ 社外取締役 (株)イー・ウーマン 社外取締役
社外取締役	大坂祐希枝	さくらインターネット(株) 社外取締役
社外監査役	市川一郎	SWEAT CAPITAL(株) 代表取締役 (株)ユニメディア 社外監査役 (株)メディアジーン 社外監査役
社外監査役	梅林啓	西村あさひ法律事務所 パートナー

(注) 当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		取締役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	監査役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	活動状況及び社外取締役に期待される役割に 対して行った職務の概要
社 外 取 締 役	伊藤 綾	14回/14回 (100%)	—	取締役会では、これまでの職歴やサステナビリティ推進の専門家としての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っています。特にサステナビリティ、マーケティング分野について、取締役会の適切な監督を促す活動を行っています。 指名諮問委員会、報酬諮問委員会、ガバナンス委員会及びサステナビリティ委員会の委員として、これらの委員会に全て出席し、客観的・中立的な立場で、役員候補者の選定、役員報酬制度の妥当性、取締役会実効性評価、サステナビリティへの取り組みなどの審議において、発言・提言を積極的に行っています。
	大坂祐希枝	11回/11回 (100%)	—	取締役会では、これまでの職歴やマーケティングコンサルタントとしての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っています。特にマーケティング、IT/DX分野について、取締役会の適切な監督を促す活動を行っています。 指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びガバナンス委員会の委員として、委員就任後これらの委員会に全て出席し、客観的・中立的な立場で、役員候補者の選定、役員報酬制度の妥当性、取締役会実効性評価などの審議において、発言・提言を積極的に行っています。
社 外 監 査 役	市川 一郎	14回/14回 (100%)	12回/12回 (100%)	取締役会では、公認会計士としての財務・会計面での専門知識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。 監査役会では、常勤監査役等から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役及び取締役と面談・意見交換、またグループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っています。
	梅林 啓	14回/14回 (100%)	12回/12回 (100%)	取締役会では、弁護士としての見識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。 監査役会では、常勤監査役等から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役及び取締役と面談・意見交換、またグループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っています。

(注) 大坂祐希枝氏の出席回数については、2021年6月23日の取締役就任以降に開催された取締役会を対象としています。



5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

29百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

97百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であることを確認し、会計監査人の報酬等の額が妥当であると判断し、同意しました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるリファード業務についての対価を支払っています。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会が会計監査人の職務遂行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任または不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛てに提出する方針です。

6. 会社の体制及び方針

(1) 当社グループの企業理念等

グループ理念	行動指針
<p>私たちは事業を通じて、 健やかで豊かな社会の実現に貢献します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心と品質の追求による、 価値ある商品とサービスの提供 ・有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化 ・全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による 能力開発と育成 ・コンプライアンスを最優先とした公明正大で 透明性のある行動 ・地球環境に配慮した事業活動の推進
ビジョン	
<p>フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、 従業員とともに持続的に成長する 食品リーディングカンパニー</p>	

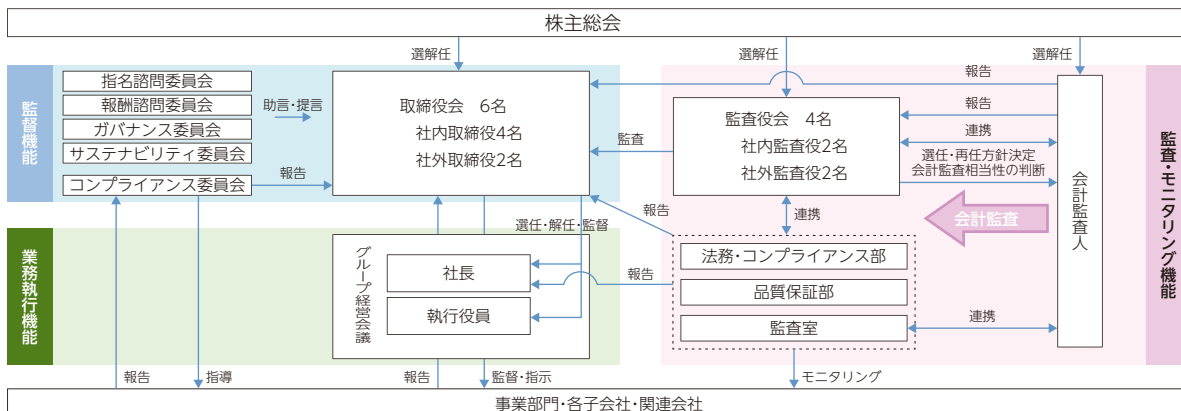
(2) 当社のコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「グループ理念」、「ビジョン」、「行動指針」に基づき、事業の一環として社会課題の解決を図るために、また、すべてのステークホルダーから信頼を得るために、当社グループ全体に監督・監視など内部統制機能を充実させた透明性の高い経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行う。

当社は、この基本的な考え方に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目的として、コーポレート・ガバナンスに関する枠組みを示した「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しています。

(3) 当社のコーポレート・ガバナンス体制図（2022年3月31日現在）





(4) 取締役会・諮問委員会の役割

①取締役会

当社の取締役は6名で、うち2名が社外取締役です。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しており、当社グループの経営方針・経営戦略及び経営上の重要事項の意思決定並びに職務執行状況の監督を行っています。

2021年度の開催回数は14回、取締役及び監査役の出席率は100%でした。

なお、取締役会での決定を要しない業務執行及びその決定については、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、決裁権限規程に基づいてグループ経営会議及び執行役員に権限移譲しています。

②指名諮問委員会

取締役、監査役、執行役員候補者決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため設置しています。3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2021年度の開催回数は3回、委員の出席率は100%でした。

- (1) 当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、監査役、執行役員の選任及び解任に関する事項
- (2) 当社グループの取締役、監査役、執行役員の選任及び解任に関する基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止に関する事項
- (3) その他、取締役候補者、監査役候補者の選任及び取締役、監査役の解任に関して指名諮問委員会が必要と認めた事項

③報酬諮問委員会

取締役及び執行役員の報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため設置しています。3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2021年度の開催回数は2回、委員の出席率は100%でした。

- (1) 当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役及び執行役員の報酬制度（基本報酬、業績報酬、譲渡制限付株式等）に関する事項
- (2) 当社グループの取締役及び執行役員の業績連動（経営指標、目標値、変動幅等）に関する事項
- (3) 当社グループの取締役及び執行役員の報酬水準（競合他社との比較）に関する事項

④ガバナンス委員会

取締役会の実効性を高めることによりコーポレート・ガバナンス体制とその運用を強化することに資するため設置しています。3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として取締役会の実効性評価について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2021年度の開催回数は2回、委員の出席率は100%でした。

⑤サステナビリティ委員会

サステナビリティ活動を推進していくにあたり、その目標、計画を立案し、進捗状況をモニタリングするため設置しています。5名の委員（うち独立社外取締役1名）で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2021年度の開催回数は6回、委員の出席率は100%でした。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) サステナビリティ経営の基本方針及び推進活動の基本計画、戦略の立案(2) サステナビリティ経営推進のためのマテリアリティ（重要課題）の策定(3) マテリアリティに対するKPIの設定と進捗モニタリング |
|--|

(5) 監査役・監査役会の役割

当社の監査役は4名で、常勤監査役2名、社外監査役2名の体制となっています。監査役は取締役会や社内の重要会議に出席するほか、取締役及び使用人から業務執行について直接聴取を実施するなど、十分な監査を行っています。また、会計監査人からも監査計画及び結果について適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めています。

監査役会は、毎月定期的を開催され、監査に対する重要事項の決定のほか、監査実施状況の報告、意見交換等を行っています。なお、社外監査役市川一郎氏は公認会計士の資格を、社外監査役梅林啓氏は弁護士資格を有しています。



(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けており、配当につきましては、連結業績、財務状況並びに将来の事業展開等を総合的に判断し、安定的な配当の継続を基本方針としています。

上記の方針に基づき、2022年3月期の期末配当につきましては、取締役会決議により、前期から2円増配し、1株当たり23円の配当を実施させていただきます。

また、『中期経営計画2023』において、財務健全性と資本効率性を勘案した株主還元策を行い、株主価値の最大化を図るため、配当性向については、30～50%の範囲で、40%を目途に安定的に増配することを目指しており、2023年3月期の期末配当につきましては、2022年3月期から1円増配し、1株当たり24円を見込んでいます。

なお、自己株式の取得につきましては、経営環境に応じて機動的な実施を検討することを基本方針としています。



■ 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		854,374
売上原価		722,470
売上総利益		131,904
販売費及び一般管理費		107,292
営業利益		24,611
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	439	
受取賃貸料	433	
受取保険金	325	
助成金収入	1,880	
持分法による投資利益	605	
その他	900	
		4,628
営業外費用		
支払利息	318	
不動産賃貸費用	137	
その他	187	
		644
経常利益		28,596
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	57	
受取保険金	134	
固定資産受贈益	906	
その他	24	
		1,128
特別損失		
固定資産除却損	449	
投資有価証券売却損	3	
減損損失	115	
固定資産圧縮損	904	
その他	38	
		1,510
税金等調整前当期純利益		28,213
法人税、住民税及び事業税	8,374	
法人税等調整額	672	
当期純利益		19,166
非支配株主に帰属する当期純利益		48
親会社株主に帰属する当期純利益		19,118

■ 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,003	96,624	116,989	△3,624	239,992
会計方針の変更による 累積的影響額			△155		△155
会計方針の変更を反映した 当期首残高	30,003	96,624	116,834	△3,624	239,837
当期変動額					
剰余金の配当			△6,147		△6,147
親会社株主に帰属する 当期純利益			19,118		19,118
自己株式の取得				△649	△649
自己株式の処分		△9		124	114
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△9	12,970	△525	12,436
当期末残高	30,003	96,615	129,805	△4,150	252,273

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,298	△329	△3,073	3,042	6,939	131	585	247,648
会計方針の変更による 累積的影響額								△155
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,298	△329	△3,073	3,042	6,939	131	585	247,492
当期変動額								
剰余金の配当								△6,147
親会社株主に帰属する 当期純利益								19,118
自己株式の取得								△649
自己株式の処分								114
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△571	480	2,388	513	2,810	△13	13	2,811
当期変動額合計	△571	480	2,388	513	2,810	△13	13	15,247
当期末残高	6,727	151	△684	3,556	9,750	118	598	262,740

計算書類（単体）



貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	61,932	流動負債	19,652
現金及び預金	34,267	未払金	1,264
短期貸付金	100	賞与引当金	768
未収入金	1,543	未払法人税等	348
未収還付法人税等	1,737	未払消費税等	228
関係会社預け金	24,232	関係会社預り金	16,872
その他	50	その他	169
固定資産	168,413	固定負債	10,008
有形固定資産	91	長期借入金	10,000
建物	0	その他	8
機械装置	0	負債合計	29,661
工具、器具及び備品	80		
リース資産	10		
無形固定資産	42		
ソフトウェア	10		
その他	32		
投資その他の資産	168,278		
関係会社株式	167,284		
長期貸付金	550		
繰延税金資産	383		
その他	59		
資産合計	230,345		
		純資産の部	
		株主資本	200,565
		資本金	30,003
		資本剰余金	136,670
		資本準備金	7,503
		その他資本剰余金	129,167
		利益剰余金	38,042
		その他利益剰余金	38,042
		繰越利益剰余金	38,042
		自己株式	△4,150
		新株予約権	118
		純資産合計	200,684
		負債・純資産合計	230,345

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収益		
関係会社受取配当金	15,870	
経営管理料	3,528	
受取業務委託料	1,902	21,300
営業費用		
販売費及び一般管理費	5,512	5,512
営業利益		15,788
営業外収益		
受取利息	35	
受取手数料	36	
受取保険金	24	
その他	14	111
営業外費用		
支払利息	28	
支払手数料	17	
その他	0	45
経常利益		15,854
特別損失		
投資有価証券評価損	1,477	1,477
税引前当期純利益		14,376
法人税、住民税及び事業税	169	
法人税等調整額	△151	17
当期純利益		14,358



株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	30,003	7,503	129,177	136,680	29,830	29,830	△3,624	192,889
当期変動額								
剰余金の配当					△6,147	△6,147		△6,147
当期純利益					14,358	14,358		14,358
自己株式の取得							△649	△649
自己株式の処分			△9	△9			124	114
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	△9	△9	8,211	8,211	△525	7,676
当期末残高	30,003	7,503	129,167	136,670	38,042	38,042	△4,150	200,565

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	131	193,021
当期変動額		
剰余金の配当		△6,147
当期純利益		14,358
自己株式の取得		△649
自己株式の処分		114
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△13	△13
当期変動額合計	△13	7,663
当期末残高	118	200,684

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 根本 剛 光
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三上 伸 也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 水野 勝 成
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 根 本 剛 光
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 三 上 伸 也
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 水 野 勝 成
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 松崎 義郎 ㊟

常勤監査役 高橋 伸 ㊟

社外監査役 市川 一郎 ㊟

社外監査役 梅林 啓 ㊟

以上





主要トピックス

TOPICS

伊藤ハム米久ホールディングスのトピックスを紹介します。

■ 環境へ配慮した新パッケージに変更

伊藤ハム(株)では、「The GRANDアルトバイエルン®127g、127g×2B」をはじめとする「巾着形態」の商品パッケージ上部をカットし、内容量はそのままだに、環境配慮型のコンパクトな形態に変更いたしました。プラスチック使用量は対象商品全体で約30%^{*1}（年間約150t、CO₂換算約850t）の削減が見込まれ、生活者の買い物袋や冷蔵庫の保管スペースの削減にも寄与しております。また、配送用の段ボール入数についても見直すことでこれまでの1.2倍の積載が可能となり、輸送効率改善による環境負荷軽減にも

貢献しております（年間CO₂換算で240t^{*2}）。「The GRANDアルトバイエルン®127g、127g×2B」は2021年秋より一部にリサイクル原料を使用した包材を使用しておりますので、この度の省包材化と合わせて、より環境へ配慮した商品となりました。今後も地球環境保全に貢献できる取り組みを行い、持続可能な社会を実現するために積極的に行動してまいります。

※1 巾着形態商品と比較した計算値

※2 伊藤ハム(株)試算



環境に配慮した
新パッケージ



旧パッケージ



内容量はそのまま

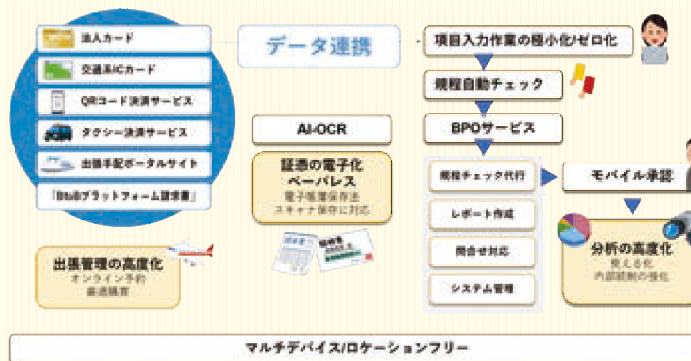
プラスチック
使用量
約**30%cut!**

CO₂
排出量削減!

スペース削減
積載量
1.2倍!

■ 経費エントリーシステムを導入し、デジタル戦略による業務効率化を推進

当社グループでは、デジタル戦略による業務効率化の一環として、経費支払・従業員立替経費精算に使用するシステムを2022年8月に統合し、共通基盤による当社グループにとって全体最適な運用を開始いたします。当社グループ会社含む19社の間接費支払業務をSAP Concurソリューションに統合しクラウド&マルチデバイス対応にすることで、従業員はいつでもどこでも当該システムにアクセスできるようになります。これにより、従業員の間接費支払業務にかかる作業時間削減の実現を目指します。社内で多くの従業員が関わる間接費支払業務をデジタル化することで、外部環境の変化にも柔軟に対応し、働き方改革を進め、企業として競争力を高めてまいります。



■ 統合報告書2021を発行

2021年9月、当社グループの統合報告書を発行いたしました。本報告書は、株主様・投資家様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様へ、「当社グループの中長期的な価値創造」についてご理解いただくことを主目的に、グループ理念や経営ビジョンをはじめ、財務情報及び非財務情報（ESG：環境・社会・ガバナンス）、中期経営計画2023、サステナビリティなどの要素を盛り込み、経営と一体となったこれらの中長期的ストーリーに関してもより一層ご理解いただくために作成しております。

当社グループは、引き続き事業活動を通じて企業の社会的責任を果たし、持続的な成長を目指してまいります。



プロモーション戦略



主力商品ごとに4つのキャンペーンを順次展開

2022年3月より順次、4つのキャンペーンを展開しております。まず、3月15日からは、朝のフレッシュ。「朝こそ元気な食卓キャンペーン」がスタートいたしました。今回は、必ずもらえるたまご券が復活し、パワーアップしております。また、4月1日からは、The GRAND アルトバイエルン®。「煮るなり焼くなりキャンペーン」を実施し、今回は、図書券が2,000円分と金額がスケールアップいたしました。

4月20日からは、ポールウイナー発売88周年を記念し、「米寿のお祝いキャンペーン」を開始し、88歳の米寿にちなんで、“おこめ券”を必ずもらえる景品としてご用意いたしました。

最後に5月1日からポークビッツ®・チーズイン®・LOVEKITTYウイナー®を対象とした「親子の時間を楽しく応援キャンペーン」を実施し、親子で楽しんでもらえる景品をご用意いたしました。このように、主力商品ごとに個別対応したキャンペーンを展開することで、お客様の興味・関心を醸成し、販売量拡大に貢献しております。



yonekyu 「御殿場高原®あらびきポーク」テレビCM 新バージョンを展開

「御殿場高原®あらびきポーク」のテレビCMの新バージョンを4月1日から展開しております。このCMシリーズは昨年度から放映しており、お子様をターゲットにしたインパクトのある内容と、個性的なキャラクターが多く登場する独特の世界観が話題になっております。今回、その続編の「あっち向いてポー!!」篇の投下によって、より身近に商品を感じていただき、さらなる話題化とファン化を進めることを図っております。主な放映エリアは、中京・静岡県といった米久(株)のシェアが高いエ

リアです。ヤングファミリー層への「ブランド認知拡大」と「ファン化」を進め、地盤となるエリアでの定番ウイナーとしての立ち位置を築き上げ、長期的な売上拡大に貢献してまいります。



株主優待制度のご案内



株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、より多くの株主様に伊藤ハムと米久それぞれの商品をご賞味いただくため、株主優待制度を導入しております。

◆対象となる株主様

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された1,000株以上を保有する株主様を対象といたします。

◆優待内容

5,000円相当の当社グループ商品を贈呈いたします。

◆贈呈時期

6月中旬より順次お届けを予定しております。

◆受け取り辞退に伴う寄付の実施

社会貢献活動の一環として、優待品の受け取り辞退を申し出られた株主様につきましては、優待品の発送に代えて5,000円を日本赤十字社へ寄付させていただきます。



※写真はイメージですので、商品の内容は一部変更になる場合がございます。

株主メモ

上場市場	東京証券取引所プライム市場	郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
証券コード	2296	(電話照会先)	0120-782-031
1単元の株式数	100株	公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	公告掲載URL	https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/e-koukoku/index.html
定時株主総会	毎年6月		
株主確定基準日	毎年3月31日		
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号		
特別口座の 口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号		

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図



場所

東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
(恵比寿ガーデンプレイス内)

日時

2022年6月24日 (金曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時15分)

交通機関のご案内

JR「恵比寿駅」東口改札 (3階) より
「恵比寿スカイウォーク」 で徒歩約**10分**

※JR「恵比寿駅」西口改札 (1階) からは東口改札 (3階) へお回りいただき、恵比寿スカイウォークをご利用ください。

東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」
1番出口 (JR恵比寿駅方面) より
「恵比寿スカイウォーク」 で徒歩約**12分**

※上記JR方面出口を出て正面のエスカレーターにお乗りください。
JR恵比寿駅東口改札 (3階) へお回りいただき、恵比寿スカイウォークをご利用ください。

※恵比寿スカイウォークの先は地下ルートをご案内させていただきます。

■駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

定時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。